

暮らしの道路整備事業の進め方

「暮らしの道路整備事業」では、申請書をご提出いただく前に整備の可否について、事前に調査を行いますので、申請をご検討中の方は、道路安全対策課まで事前相談にお越しくださいますようお願いいたします。

申請を受けた後に、申請書に基づいて内容審査を行います。審査を受けた事業については、現地調査を実施し、次の要件が満足されているかを確認いたします。

○暮らしの道路整備事業を実施する際の条件

- ・ 道路幅員を4mとする際、土地の後退部分を道路として寄付採納することについて、土地所有者（権利者）全ての皆さんから承諾が得られていること。
- ・ 道路排水の放流が可能なこと。

事業着手にあたっては、上記の要件が満足されていることが確認された後、建設事務所ごとの申請書の受付順を基本として着手いたします。

ただし、寄付採納の手続きには、関係者の同意を必要とすることから、工事着手までに時間を要する場合がありますのでご了解ください。

